



5足総副ガ収第216号
令和6年3月11日

足立区監査委員 様

足立区長 近藤 やよい

令和5年度定期監査（第三期）結果報告書の
指摘事項に対する措置事項について（回答）

令和6年1月26日付5足監発第1537号により提出された令和5年度定期監査（第三期）結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

- （1）契約事務の適正な執行について〈生涯学習支援課〉
- （2）足立区長附属機関構成員の費用弁償について〈住区推進課、障がい福祉課〉

2 措置内容

別紙「令和5年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項」のとおり

【担当】

ガバナンス担当部ガバナンス担当課

内線1351

令和5年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>契約事務の適正な執行について</p> <p>予定価格が30万円以上の物品購入契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の部長等に委任されていないことから、契約課契約とすることになっている。</p> <p>生涯学習支援課の契約事務を監査したところ、次のような契約事務の基本から外れた行為が行われていた。</p> <p>予定価格を合計すると585,310円である2件のブラインドの購入契約（花畑地域学習センター及び新田地域学習センター）について、契約請求決定日、契約決定日及び契約期間は若干異なるものの、見積書徴取先、見積書徴取日、契約締結先、納品日及び検査日はすべて同一であることから、1件の契約として契約課へ契約請求すべきであるにもかかわらず、分割して主管課契約を行っていた。</p> <p>こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることがないように必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: center;">＜生涯学習支援課＞</p>	<p>契約事務の適正な執行について</p> <p>1 事実関係</p> <p>(1) 花畑地域学習センター及び新田地域学習センターの老朽化したブラインドを購入する必要性がありました。</p> <p>(2) その契約を行うにあたり、令和4年度の契約課への契約請求の締切期限が過ぎ、契約課契約ができなかったため、令和5年1月に両センターの予定価格の合計585,310円をセンターごとに分割して主管課契約を行いました（契約課に相談する認識はありませんでした）。</p> <p>(3) 物品購入にあたっては、本来、計画的な予算執行を行い、契約課への契約請求の締切期限までに、1件の契約として事務処理を行うべきでした。</p> <p>2 原因</p> <p>(1) 物品の計画的な予算執行を行うにあたり、生涯学習支援課では物品購入に関するスケジュール等の計画がないまま事務処理を行っていました。</p> <p>(2) 当該契約請求を行うにあたり、所属長、係長は物品購入に関する担当者との情報共有及び一連の決裁過程のチェックが不足していました。</p> <p>3 改善措置・再発防止策</p> <p>(1) 物品購入の品目は予め予算化されていることから、次年度の物品購入に関する「スケジュール」（別紙1）及び「物品</p>

令和5年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>足立区長附属機関構成員の費用弁償について</p> <p>附属機関構成員の費用弁償については、「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」により、特別区の存する区域に居住地および勤務地を有する者以外の者に支給することとされている。</p> <p>附属機関の構成員に対する費用弁償について監査したところ、住区推進課が設置した「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会」及び障がい福祉課が設置した「障がい福祉関連計画策定等委託事業者選定委員会」において、規定に基づいて支給すべき者に対</p>	<p>一覧」（別紙2）を作成し、計画的な予算執行を行っていきます。</p> <p>(2) 具体的な購入スケジュールは、予算額の7割程度を7月まで、2割程度を10月までに予算執行を行う予定です。11月以降の物品破損等による緊急購入は、残り1割程度の予算で対応します。</p> <p>(3) 所属長、係長は、契約内容に関する担当者との情報共有を密に行い、物品購入に関する「スケジュール」等を基に、計画的な予算執行と契約内容の適正状況のチェックを徹底していきます。</p> <p>(4) 契約課への契約請求の締切後に、物品破損等により緊急購入が生じた場合は、部長への相談の他、契約課との協議により、適正な事務処理を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">＜生涯学習支援課＞</p> <p>足立区長附属機関構成員の費用弁償について</p> <p>1 事実関係</p> <p>区の附属機関である「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会」の委員で、費用弁償を支払わなければならない対象者1名に支払いが行われていませんでした。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>費用弁償額：1,028円</u></p> <p>2 原因</p> <p>附属機関構成員の費用弁償にあたり、特別区の存する区域に</p>

令和5年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>する費用弁償がなされていなかった。 今後このような事務の執行が繰り返されないことがないように必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: center;">＜住区推進課、障がい福祉課＞</p>	<p>居住地および勤務地を有する者以外の者に支給が必要であるという認識がありませんでした。</p> <p>3 改善措置・再発防止策</p> <p>(1) 改善措置 費用弁償額を正しく計算し、費用弁償の対象となる委員に謝罪の上、支給の手続きを行いました。 (令和6年1月5日執行済)</p> <p>(2) 再発防止策 附属機関の委員報酬の支給を管理する管理簿（別紙3）を新たに作成し、支出の際は、氏名・住所・金額・費用弁償の有無をその都度複数で確認することで、支給漏れがないよう徹底していきます。</p> <p style="text-align: right;">＜住区推進課＞</p> <p>1 事実関係 区の附属機関である「障がい福祉関連計画策定等委託事業者選定委員会」の開催に伴い、費用弁償が必要であった委員1名に対し、費用弁償を行っていませんでした。 <u>費用弁償額 4, 218円</u></p> <p>2 原因 附属機関構成員の費用弁償（交通費）について、特別区の存する区域に居住地および勤務地を有しない方に対して、支給が</p>

令和5年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
	<p>必要ということを確認していませんでした。</p> <p>3 改善措置・再発防止策</p> <p>(1) 改善措置</p> <p>費用弁償額を正しく計算し、費用弁償の対象となる委員に謝罪の上、支給の手続きを行いました。</p> <p>(令和6年1月11日執行済)</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>本選定委員会は3年に一度開催しています。次回附属機関の委員を選定し、報酬の支払いを管理する際、氏名、住所、金額だけではなく、勤務先・旅費の有無の欄を追加し、費用弁償の有無を確認して、支給漏れがないよう徹底します。</p> <p style="text-align: right;"><障がい福祉課></p>

令和6年2月20日

生涯学習支援課

令和6年度物品（備品・消耗品）購入スケジュール（案）

1 令和6年度予算額

(1) 備品購入費	2, 385 千円
(2) 消耗品費	1, 145 千円
計	3, 530 千円

物品購入の庁内におけるルール

- (1) 予算を計画的に執行していくこと
- (2) 特殊な例を除き、年度末に購入しないこと
- (3) 同時期で同種の契約を、合理的な理由もなく二つ以上に分割することは認められない
- (4) 予定価格（税込）が30万円以上の物品購入は契約課契約

「契約事務の手引き（物品）」、ミス防止研修（物品契約事務）テキスト 参考

2 令和6年度スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6・7年度調査	購入が必要な物品について、センターに調査 (令和6年度購入最終検討・7年度予算要求用に使用)											
令和6年度購入（契約請求）	前期の契約請求(備品・消耗品) ① 毎月末（7月）までに契約請求（7割程度）		後期の契約請求(備品・消耗品) ② 毎月末（10月）までに契約請求（2割程度）			③ 契約課への契約請求書提出期限（1/5）までに提出できるもの			④ 1/5の提出期限を過ぎている緊急案件			
令和7年度予算編成	令和7年度予算編成期間											
	令和7年度予算要求用に、事業者から参考見積書を取得				令和7年度購入予定物品の現地調査							

緊急案件について

(※1) 契約課への契約請求書提出期限（1/5）に間に合う緊急案件は、期限までに契約請求を行う。

(※2) 契約課への契約請求書提出期限後の「やむを得ない緊急案件」は、部長に相談のうえ、契約課と協議を行い対応する。

3 適正状況のチェック

主管係長及び課長は、契約内容（写真付き）等の適正状況について、十分確認を行う。

令和 年度 民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 委員報酬 管理簿 (支出原義に添付)

審査会開催日	氏名	住所	支出予定日	金額	費用弁償 (※)

※ 費用弁償は、特別区外に居住地及び勤務地を有する者のみ支給